

民間建築物の

アスベスト除去工事等の費用を補助します！

尼崎市内の民間建築物において、吹付けアスベスト等の分析調査や除去等工事を行う場合に、建築物の所有者等にその費用を補助する制度です。

【目的】 民間建築物のアスベストの除去等を促進することにより、アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、良好な生活環境の保全を図ることを目的としています。

【補助の種類】

- **調査** 建築物に吹付けられた建材のアスベスト含有の有無及び含有量の調査に要する費用
- **除去等** 建築物に露出して吹付けられたアスベスト等の除去等に要する費用

【補助対象建築物】 解体する予定がなく使用を継続する建築物のみ

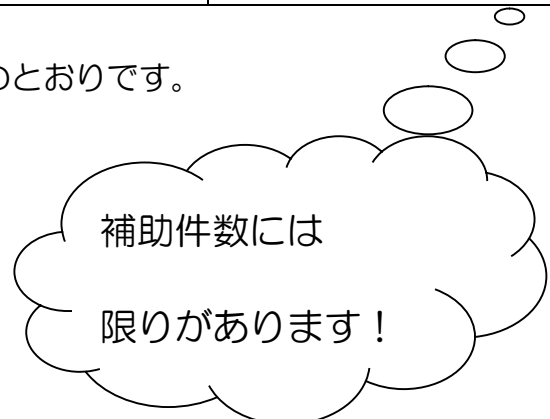
- **調査** 吹付けされた建材にアスベストを含むおそれのある建築物
- **除去等** 多数の人が利用する建築物（当該建築物と一体となった電気室、機械室等を含む）
※例えば、店舗、共同住宅（共用部分に限る）、立体駐車場などの建物

【補助対象経費・補助金額】

補助の種類	補助対象経費	補助額
調査	アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材の調査費用	対象経費の額。ただし、25万円を上限とします。
除去等	アスベストを含んだ吹付け建材の除去、封じ込め、囲い込みの費用	対象経費の1/3以内の額。ただし、除去等面積によっては上限があります。（※）

（※）除去等面積による除去費の上限額は下の表のとおりです。

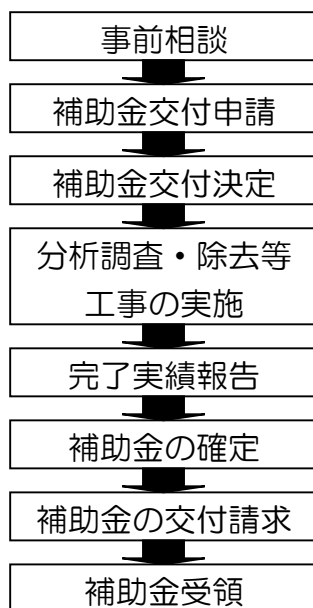
除去等面積	上限額（円）
60㎡未満	800,000
60㎡以上90㎡未満	1,200,000
90㎡以上200㎡未満	1,600,000
120㎡以上	2,000,000





[柱・梁・天井などに吹付けられたアスベストの例]

[補助金交付までの流れ]



事前のご相談が必要です！

補助申請にあたっては、補助対象範囲等の確認のため、「事前相談」を行っていただきます。
※ ご相談の際は、「配置図」「平面図」「現況写真」をお持ちください。



相談窓口（尼崎市役所北館5階）

○都市整備局 建築指導課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

TEL 06-6489-6647

●●●尼崎市のホームページ●●●

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/index.html>